

議案第6号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月12日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市都市計画税条例の一部を改正する条例

佐倉市都市計画税条例（昭和33年佐倉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第18項中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の佐倉市都市計画税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。